2016.3.31　全教教財部作成

各都道府県で実施している奨学金制度等の状況について

（2015 年度）

【三重県】

奨学のための給付金、高等学校等就学支援金、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金、医師・看護師・福祉士等を対象とした奨学金、私立高校授業料減免等を除く

【三重県】

実施団体	名称等	学校種	給・貸	金額		備考
三重県	高等学校等修学奨学金（修学費）	高校・公立	貸与	月額	8,000 円 13,000 円 18,000 円 23,000 円 ※選択	
		高校・私立	貸与	月額	20,000 円 25,000 円 30,000 円 35,000 円 ※選択	
	高等学校等修学奨学金（修学支度費）	高校・公立	貸与	一時金	40,000 円 80,000 円 ※選択	
		高校・私立	貸与	一時金	50,000 円 100,000 円 ※選択	
	三重県大学・短大進学支援利子補給制度	大学				次の 2 つにかかる有利子貸付金の全部または一部を支払った場合、支払った利子分を利子補給金の対象。各貸付金の利率が 3%を超える場合、本制度では 3%として算定。 ①一時金の場合、銀行等の教育ローンまたは日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金（一時金）（ただし、50 万円を超える教育ローンの場合、本制度では 50 万円に係る利子分を算定対象の上限） ②毎月の奨学金の場合、日本学生支援機構（旧日本育英会）の第 2 種（有利子）奨学金